

上越市

移住・就業 支援金



この支援金は、国の補助金制度に基づき創設しており、新潟県が独自に創設した「上越市子育て世帯移住・就業支援金」とは異なる制度です。

★支給額

《基本額》

- ・2人以上の世帯：**100万円**
- ・単身世帯：**60万円**

《加算金》

- ・若者加算：**一律10万円(※)**

※申請時に、18歳以上40歳未満の人が世帯に属していること

- ・子育て加算：**子ども(※)の人数 × 100万円**

※18歳到達後の最初の3月31日までの子ども

★主な要件

- ・一定期間、**東京23区内**に在住又は通勤していた
- ・申請時において上越市に転入してから1年以内
- ・申請日から、**5年以上**継続して上越市に居住すること
- ・就業・起業等の要件を満たすこと

詳しくは裏面へ ➡

上越

東京圏

令和7年度！



◆支援金の対象者

次の1と2のすべての要件を満たし、3のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

1 移住元の要件

- ・東京23区内に在住、又は通勤していた方であって、次の①、②すべての要件を満たすこと
 - ① 住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住、又は東京圏(※1)に在住し東京23区内に通勤していた
 - ② 住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住、又は東京圏に在住し、東京23区内に通勤していた(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができます)
- ※1 東京圏 … 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち条件不利地域(※2)を除く地域
- ※2 条件不利地域 … 過疎地域など(詳細は、市ホームページで確認ください。)
- 《参考》東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の法人等へ就職した方は、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

2 移住先の要件

- ・申請時において上越市へ転入してから、1年以内であること
- ・申請日から5年以上継続して上越市内に居住する意があること
(申請後5年以内に上越市から転出した場合は、支援金の一部または全額を返還していただきます。)

3 就業・起業の要件 … 次の①～⑤のいずれかの要件に該当すること

- ① 新潟県が運営する就職マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」(<https://www.niigata-kigyo-navi.jp>)に移住支援金の対象として求人情報を掲載する法人等に新規就業している
- ② 新潟県起業支援事業に係る起業支援金(地域課題解決枠)の交付決定を受けている
- ③ 自己の意思により上越市に移住し、引き続き業務を週20時間以上テレワークで実施する
- ④ 国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用し、勤務地が東京圏以外の地域に所在する法人等に在職している
- ⑤ 関係人口に関する、次の要件に該当すること ※転入日によって要件が異なります。
【令和7年3月31日以前に転入された方】
新潟県内の就業又は就農(50歳未満、中山間地域で就農する人にあつては61歳未満)で、次のア、イのいずれかと、ウの要件に該当すること
ア 転入日から過去1年間のうちに、「上越市ふるさと暮らし支援センター」又は市主催ないし市が参加する移住関連イベントで、オンラインを含む対面での移住相談を行った人
イ 転入日から過去1年間のうちに、次のいずれかの市の事業に参加した人
移住体験ツアー、おためし農業体験、ITサテライトオフィス見学ツアー
ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づき雇用(公務員は非該当)されている又は個人で起業した人
【令和7年4月1日以降に転入された方】
次のアもしくはイに該当し、かつ、ウとエに該当する人、又はオに該当する人
ア 転入日から過去1年間のうちに、「上越市ふるさと暮らし支援センター」又は市主催ないし市が参加する移住関連イベントで、オンラインを含む対面での移住相談を行った人
イ 転入日から過去1年間のうちに、次のいずれかの市の事業に参加した人
移住体験ツアー、おためし農業体験、ITサテライトオフィス見学ツアー、IT企業合同会社説明会
ウ 農林水産業、情報通信業、家業のいずれかに従事した人
エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づき雇用(公務員は非該当)されている又は個人で事業を起業した人
オ 過去上越に在住していたことがあり、家業に従事した人
※「家業」…就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等

※交付決定後、毎年1月～3月頃に居住や就業の状況を文書等にて確認させていただきます。

※本紙記載のほかにも詳細な要件があるため、申請に当たっては、必ず下記「移住・就業支援金に関すること」のお問い合わせ先までご連絡ください。

※要件は、予告なく変更となる場合があります。

※本事業は、国の制度に基づき実施しているため、令和8年度以降の実施については、未定です。

※「上越市子育て世帯移住・就業支援金」の対象者は活用できません。

※令和7年度の申請期限は、令和8年1月31日です。ただし、予算の上限に達した場合は、その時点で受付を終了します。

《お問い合わせ先》

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号(木田第2庁舎2階)

ホームページ: <https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sangyou/izyuushienkin.html>

●移住・就業支援金に関すること

産業部 産業政策課 労働係 ☎025-520-5730

●移住全般に関すること

総合政策部 多文化共生課 移住促進係 ☎025-520-5674



上越市移住・定住
ホームページ